

特別委員会報告

議会改革並びに国の三位一体改革に関する調査特別委員会

設置の経緯

平成16年第4回定例会において議長発議による設置提案があった。

設置目的は、国の三位一体改革により地方交付税の大幅な削減など、過疎化の進む地方自治体にとって、今後の改革方針が行財政運営に大きな影響があるものであること。

また、危機的な財政状況の中にあつて、議員の報酬や議員の定数を含め、財政健全化へ向けて議会独自の取り組みが必要であるとともに、さらなる議会運営の効率化と活性化に取り組みべく、十分な調査をすることであつた。

調査の概要

設置時委員会

平成16年12月16日(木)
・ 正副委員長の互選を行い、委員長に西川敏郎委員、副委員長には伊藤幸司委員を選出した。

第1回委員会

平成17年1月12日(水)
・ 特別委員会の審議方法等を協議する前に、平成17年度議会費に係る予算要求について協議を行った。
（1）議員公務災害補償基礎額を現状維持とすることとした。
（2）永年勤続議員表彰受賞時の記念品を廃止することとした。
（3）行政視察は自粛する。ただし、特別の事情がある場合は補正対応することとした。
（4）議員研修会は、半数の参加とした。
（5）議員の報酬並びに期末手当については、協議を行ったが結論が得られず次回、引き続き協議することとした。

第2回委員会

平成17年1月19日(水)
・ 前回の委員会に引き続き、議員の報酬並びに期末手当について協議を行った。町の逼迫した財政状況を踏まえ平成17年度においては、月額報酬から議長1万3千円、副議長1万円、委員

長7千円、議員4千円の削減を行い、期末手当についても引き続き15%の削減を行うこととした。
審議方法等については、国の三位一体改革についての講習会等の開催により理解を深めることとし、議会改革については、次回において議会運営委員会の行政視察の結果資料も参考にしながら、定数削減問題を含めたもので継続して協議することとした。
第3回委員会
平成17年2月23日(水)
・ 前回の委員会で資料要求のあつたものを含め、次の資料を配付した。
（1）平成17年2月8日付で、委員全員へ特別委員会を設置するに当たつて、議会運営に関する疑問や新たな取り組みなどについての調査結果《議会改革に関する調査（主な意見）》
（2）北海道渡島支庁地域制作部地域政策課望月康彦主幹による「三位一体改革」についての講演会にて、教

示を望む事項に関する調査結果
（3）議会運営委員会の行政視察調査結果
今後委員会は、調査結果表を基に進めることとし、「一般質問関係」議員定数関係の協議を行った後、北海道渡島支庁地域政策部地域政策課望月康彦主幹による「三位一体改革」についての講演会を開催した。
第4回委員会
平成17年4月13日(水)
・ 報酬関係「常任委員会関係」その他《会議時間》《選挙公報》《議会運営》《議会用語》《住民代表機関としての役割等》《町政の重要課題の徹底検討する場》《議員自らの条例立案》《議会運営委員会での検討事項を協議》《出張委員会》について、協議を行った。
・ 会議時間については会議規則による10時からとした。
・ 次回の委員会で決算審査特別委員会の開会時期について協議することとなつた。
第5回委員会
平成17年6月16日(木)
・ 決算審査特別委員会の開催時期について協議を行い、10月に行つていたものを9月定例会会期中に行うこととなつた。また、厚生文教常任委員会における複数の所管事務調査について協議し、共通認識を得た。再度「一般質問関係」について協議を行い、9月定例会から一問一答方式で質問制限時間1時間というところで実施することになった。
ホームページを利用した情報公開について、会議録組織図、議員名、当選回数掲載することとした。
第6回委員会
平成17年11月11日(金)
「一般質問関係」で平成17年第3回定例会において質問時間1時間の一問一答方式という事で施行された結果を踏まえ再度協議し、次の12月定例会、3月定例会でも同じ方式で行い経過を見ることとした。
「議員定数関係」における定数について、協議を行った。定数削減で意見の一致を見たが、12人、14人、16人の定数の案がだされ14人

16人の案に絞り込まれた。3月定例会に発議すべく次回委員会でも「議員定数関係」を継続協議することとした。

第7回委員会

平成18年2月1日(水)
・前回に引き続き「議員定数関係」について協議を行った。3月定例会前に再度委員会を開催し、提案の趣旨などの確認を得て、3月定例会で発議案を提示することとした。

・「一般質問関係」で第3回、第4回定例会でも質問時間1時間の一問一答方式で施行されたが、3月定例会でも再度施行することとした。
・一般質問を議会の初日、もしくは日程の始めに行えば町民も傍聴しやすいのではとの意見が出されたが、急を要する補正予算等の議案もあることから、議会運営委員会での議事日程作成上の協議に一任された。

第8回委員会

平成18年2月22日(水)
・事務局から前回の委員会において要求のあった資料1「議会を取り巻く環境について」、資料2「議員定数の考え方」の説明を受け協

議を行った。議員定数は18人から4人減の14人とすることに全員賛成し、特別委員会委員長を提案者として3月定例会に提出することにした。

・常任委員会の在り方については、次回委員会での継続協議とした。

第9回委員会

平成18年4月27日(木)
・事務局から委員会条例の写しの資料提出があり、前回に引き続き常任委員会の在り方について、議員定数の改正により常任委員会の委員定数も改正が必要なことから協議を行った。常任委員会は2つとし、各7人。議会運営委員会は2委員会から各々3人で副議長が所属する委員会は副議長も含めることとした。また、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数は6人とした。2常任委員会の名称、所管事項については次回委員会に継続協議となった。

第10回委員会

平成18年11月29日(月)
・事務局から地方自治法改正案の主な内容について、資料に基づき説明があった。

また、2委員会における所管事項の資料提出があった。
・地方自治法の改正により議員は複数の常任委員会に所属することが可能となったが、当町においては1人1委員会に所属することとした。

・委員会の名称については、総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会とし、所管についても現行の総務常任委員会の所管と産業建設常任委員会の所管を合わせたものを総務経済常任委員会の所管事項とし、厚生文教常任委員会の所管事項は現行のままとした。

・委員会条例改正案の提出は、平成19年第1回定例会とした。
・次回委員会では、一問一答方式による一般質問の検証について協議することとした。

第11回委員会

平成19年1月29日(水)
・事務局から3月定例会に提出される「松前町議会委員会条例の一部改正案」、「松前町議会会議規則の一部改正案」の説明を受け、特別委員会委員長が提案者となり、全員賛成者となった。

て提出することとした。
・一般質問の質問時間1時間による一問一答方式は任期中行うこととした。
・次回委員会からまとめの方向に進めることとした。

第12回委員会

平成19年4月27日(金)
・正副委員長において作成した報告書を精査し、議長に提出した。

調査報告

小泉内閣による国の三位一体改革は、国の関与を廃止・縮小し、地方の権限と責任を拡充する理念の下、歳入歳出での地方の自由度・裁量度を高めることを目的に、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革が進められた。

国庫補助負担金は一般財源化が進められ、平成19年においては、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されるもので、国税と地方税での負担額が大きく変化すると見られる。地方交付税もまた総額の大幅な抑制が行われ、平成19年度からは新型交付税の導入により、当町にお

いてはさらなる減額が考えられる。また、道州制に向け北海道から市町村への権限委譲も行われ、当町では97件の権限とそれに基づく事務が平成18年度末までに委譲されている。
自主財源の乏しい当町においては、行政サービスを低下させることなく、行政の効率化、歳出の縮減・合理化を図り財政の健全化により一層努めなければならぬ。

こうした地方分権が進む中、地方公共団体の自主性・自立性の拡大を図るため平成18年には地方自治法が改正された。地方議会においても議長への臨時会の招集権の付与、常任委員会の所属制限の廃止、委員会への議案提出権が付与されるなど、地方議会への権限も強化された。

当特別委員会では、国の三位一体改革における交付税の削減や道州制における権限・事務の市町村への移譲並びに地方自治法の改正を受け、議会の在り方について、特に一般質問、議員定数、議員報酬、常任委員会等に関し議論を重ねてき

た。
一般質問に関しては、一層議論が深められることから、一問一答方式で質問時間1時間として任期中行うこととした。
議員定数関係では、先に福島町との合併協議における町民の意向、三位一体改革による町財政への影響や国勢調査における人口の動向などを考慮し、定数を18人から4人を減じ14人とした。報酬関係では、全議員の報酬を削減し、常任委員会の数も議員定数の削減から2常任委員会としたところである。

今後とも、めまぐるしい行財政の変化に対応するべく、一層の議会の活性化に向けて、議会におけるビデオ撮影や出張委員会、議会活動の住民周知の在り方など議論を引き続きしていかなければならない。

さらに、町村合併の再燃など議会を取り巻く環境は著しく変化することが予想され、議会としての確かな応をしていかなければならない。

また、2委員会における所管事項の資料提出があった。地方自治法の改正により議員は複数の常任委員会に所属することが可能となったが、当町においては1人1委員会に所属することとした。委員会の名称については、総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会とし、所管についても現行の総務常任委員会の所管と産業建設常任委員会の所管を合わせたものを総務経済常任委員会の所管事項とし、厚生文教常任委員会の所管事項は現行のままとした。次回委員会では、一問一答方式による一般質問の検証について協議することとした。

また、2委員会における所管事項の資料提出があった。地方自治法の改正により議員は複数の常任委員会に所属することが可能となったが、当町においては1人1委員会に所属することとした。委員会の名称については、総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会とし、所管についても現行の総務常任委員会の所管と産業建設常任委員会の所管を合わせたものを総務経済常任委員会の所管事項とし、厚生文教常任委員会の所管事項は現行のままとした。